

(No.)

自 営 申 立 書

年 月 日

真岡市福祉事務所長 様

申立人（事業主：営業許可の申請をした方）

住 所 真岡市

氏 名

私は下記のとおり営業していることを申し立てます。

記

屋号又は会社名				
営業所所在地	Tel ()			
営業内容 (具体的に)	営業日：		営業時間：	
	家族の従事者			
氏 名	続柄	主な業務・役職等	就労時間	月平均就労日数
1				
2				
3				
4				
そ の 他	従業員数 人			

※ 記入する際は、裏面注意事項をご確認ください。

実地調査確認日 年 月 日

確認者

※ 太枠内は、記入しないでください。

* 自営申立書の記入の仕方 *

◇事業主様への注意事項

- 申立書は、主として事業を行っている方が記載してください。
- 家族従業者がいる場合、確定申告の際に「自営専従者」の手続きを忘れずに行ってください。
専従者の確認が出来ない場合は、単なる家事手伝い扱いとなり保育に欠ける者に該当しなくなります。
- 株式会社等の形態で事業を行っており、家族がその従業員として給与が発生している場合は、「就労証明書」でのご提出が可能です。

◇申請する際の注意事項

- ・申立書に記載した就労時間・平均就労日数と、申告された収入額の間には大幅な乖離が見受けられる場合、営業がされていないとみなし、保育認定できない場合があります。
- ・自営業の開設の届出をされていても、営業の事実が確認できない場合は、保育認定の要件に当てはまりませんので、あらかじめご承知置きください。
- ・自営業主及び自営専従者に関しては、労働基準法による育児休業法が適用されませんので、就労の実態が確認できない場合は、退園となります。

◇自営申立書に添付する書類等

*初めて申請し、かつ事業開始後1年以上の場合

- 営業許可証の写し（屋号、会社名、事業開始年月等が確認できるものであれば、他の資料でも大丈夫です。）
- 事業収入を確認できるもの（確定申告がされていれば提出不要です。）

*自営業開始又は自営専業者となって1年未満の場合

- 営業許可証の写し（屋号、会社名、事業開始年月等が確認できるもの）
- 確定申告書の控（申告前の申請の場合、申告したらすぐに提出してください。）
- 青色事業専従者給与に関する届出書（写）
- 事業収入を確認できるもの（社名で作成された通帳等）

*自営業開始予定の場合

- 開業に係る経費の支出明細書等
- 自営を開始することが確認できるもの（賃貸契約書、自宅の改修図面、開業に必要な資格証の写し、営業許可証提出前の確認資料等）
- 営業許可証の写し（屋号、会社名、事業開始年月等が確認できるもの）
※届出後速やかに市へご提出ください。

お問い合わせ先
真岡市健康福祉部保育課保育係
電話：0285-83-8035